

50歳以上の方用（表面）

料金後納郵便

親展

必ずご覧下さい

「ねんきん定期便」です

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(※宛先不明の場合は上記にご返送ください)

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。

ねんきん定期便

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。
ご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご連絡ください。

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

1 これまでの年金加入期間（共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください）

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間（未納期間および同月内での重複加入期間を除く）が必要です。

2 老齢年金の見込額（見込額は、ご自身の加入状況の変化や毎年の経済の動向など種々の要因により変化します。あくまで参考としてください）

年金を受けられる年齢		歳～		歳～	
（※世帯の世帯主が受給する場合は、世帯の世帯主が受給する年齢を記入してください）	基礎年金			老齢基礎年金 円	
	厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)	
		円	円	円	
		(定額部分)		(経過的加算部分) 円	
年金額(1年間の受取見込額)		円	円	円	

※老齢年金の見込額は、現在の条件で60歳まで加入したと仮定して計算しています。
※本来の支給開始年齢で受給した場合の見込額を表示しています。支給開始年齢を繰り上げて（繰り下げて）請求した場合、年金額は異なります。
※厚生年金基金から支給される額を除いて計算しています。
※老齢年金の見込額が表示されていない場合は、ご自身の年金加入期間のみでは300月に達しない場合などですので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

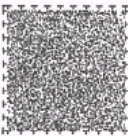
(参考)これまでの保険料納付額

(1)国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2)厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】	(累計額)	円

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。
※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬（月）額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。
・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。
・厚生年金基金加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料額）を除いて計算しています。
(裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています)

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認いただく場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方には、お一人おひとりの年金記録に関する情報を音声で聞くことができます。



「最近の月別状況です」の見方

国民年金(第1号・第3号)納付状況欄について

納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む)
未納	保険料を納めていない期間
3号	第3号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの制度にも加入していなかった期間、または共済組合等に加入していた期間

日本年金機構ホームページのご案内

「ねんきん定期便」の見方、「ねんきんネット」のご利用方法など、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)をご利用ください。

「ねんきんネット」のご利用は、 [ねんきんネット](#) [検索](#)

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』



お問い合わせの際は、表面の照会番号もしくは
基礎年金番号をお知らせください。



0570-058-555

0570-058-555

※050または070から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144

【受付時間】 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
＊祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

最近の月別状況です

平成 年 月から平成 年 月までの期間を
平成 年 月 日時点の情報で作成しています。

※この期間を含む過去すべての期間について、加入状況をお知りになりたい場合は、「ねんきんネット」をご利用いただくか、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」、またはお近くの年金事務所等にお問い合わせください。

[illegible]

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。ご容赦ください。

気になる年金記録、もう一度ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。

しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。

ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

お心当たりの記録を調査いたします。

「ねんきんネット」で、持ち主不明の記録を検索できます

- ・過去すべての期間について加入状況を確認できます。
- ・氏名や生年月日等を入力して検索してください。

アクセスキーで、「ねんきんネット」の登録が
できます

- ・ご利用登録は、ご自宅などのパソコンで行うことができます。
- ・ご利用登録には、ご自身の「基礎年金番号」が必要です。

※「基礎年金番号」は、年金手帳や基礎年金番号通知書などに記載されています。

※「基礎年金番号」が分からない場合は、

- ・会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署にお尋ねください。
- ・「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください。

(後日、基礎年金番号が記載された書類を郵送いたします)

お客様のアクセスキー

「アクセスキー」の有効期限は、本状到着後、3カ月です。
(期限後もご利用登録は可能: ユーザID発行に5日程度必要)